

## ○近畿大学における競争的資金等に係る間接経費の取扱いに関する規程

(平成 23 年 5 月 1 日)

(目的)

**第 1 条** この規程は、近畿大学(以下「本学」という。)における競争的資金等に係る間接経費の取扱いに関し、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

**第 2 条** 「近畿大学における競争的資金等の取扱いに関する規程」の定めによる「競争的資金等」に係る間接経費について、この規程を適用するものとする。

(定義)

**第 3 条** 間接経費とは、競争的資金等による研究の実施に伴う本学の管理等に必要な経費として充当し、本学が使用する経費をいう。ただし、一般管理費名目で受入れる場合は、「近畿大学受託研究取扱規程」に準拠して取扱うものとする。

(間接経費の額)

**第 4 条** 本学における競争的資金等の間接経費は、直接経費額の 30%に相当する額とする。ただし、当該競争的資金等拠出元の機関による特別な定めがある場合は、その定めに基づき準拠することとする。

(間接経費の納付等)

**第 5 条** 本学において経理処理を行う競争的資金等を得た研究者(教員)は、当該間接経費を本学に納付する旨を申し出なければならない。

2. 当該研究者(教員)が、他機関等へ移籍又は、当該競争的資金等による研究を廃止する場合は、直接経費の残額の 30%に相当する額の間接経費を当該研究者(教員)へ返還するものとする。

(間接経費の配分)

**第 6 条** 科学研究費助成事業等に係る間接経費は、原則として当該研究費を獲得した研究者(教員)の所属に 50%、法人事務部門に 50%を配分するものとする。

2. 本学において、受託研究として取扱う研究費に係る間接経費は、当該研究費を獲得した研究者(教員)が、本部キャンパスの場合は法人事務部門に、他キャンパス等の場合は研究者(教員)の所属にその全額を配分するものとする。

(間接経費の執行・管理)

**第 7 条** 間接経費は、国が定める「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成 13 年 4 月 20 日競争的資金に係る関係府省連絡申し合わせ)に基づき適切に執行しなければならない。

2. 間接経費の執行・管理は、本部キャンパスにおいては学術研究支援部、他キャンパス等においては配分を受けた研究者(教員)の所属する事務部(室)にて執り行うものとする。

3. 前項の間接経費の執行・管理部署は、当該間接経費の執行使途・計画について、予め学内決裁にて承認を得たうえで、執行するものとする。

(報告)

**第8条** 本学における競争的資金等の間接経費の学内報告は、その執行・管理部署にて別途定める間接経費執行実績報告書を作成して行うものとし、学術研究支援部が定める期日までに提出しなければならない。

2. 前項による学内報告がなされた場合は、学術研究支援部にて、その実績をとりまとめ、当該競争的資金等拠出元の機関に対して、定められた期日までに所定の報告を行わなければならない。

(その他)

**第9条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別途定めることができるものとする。

## 附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程の改正は、平成23年5月1日から施行する。